

「保育の必要性の認定基準と利用調整の基準について」の  
パブリックコメントの実施結果について

ご意見お寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

※ ご意見の中で、個人情報に関わる記載内容は、公表していませんのでご了承ください。

■ 意見の募集期間 平成 26 年 11 月 4 日（火）～平成 26 年 12 月 3 日（水）

■ 意見の提出件数

持参	0 件
郵送	0 件
FAX	0 件
E メール	2 件
計	2 件

■ 市の対応の概要（対応区分、件数）

対応区分		件数
A	意見を反映する必要があると判断し、案を修正したもの	0 件
B	意見の趣旨や考え方が既に案に入っており、修正を要しないと判断したもの	1 件
C	案の対象外であるが、今後の事業の推進の際に参考とするもの	0 件
D	意見を反映せず、案どおりとしたもの	1 件
E	その他（要望など）	0 件
合計		2 件

■ 意見の概要と市の対応

整理番号	意見	対応区分	対応区分の理由
1	必要性の認定基準があっても、今現在も自営の方や身内の企業にお勤めの方の一部は、申請と勤務実態の開きがありすぎたり、私も自分自身が働き方を変えては行けなくて、致し方なくかえましたが、正社員の方でも待機で、さもすれば、退職の方がい	B	定員枠等のご意見につきましては、案の対象外であるため、今後の参考とさせていただきます。 認定基準につきましては

	<p>る現実。本当に必要な方に認定は、今までも一部難しく、保育所が増えない、定員がふえない限りその認定の基準を受け止めづらかったりするのではないかと。いまの国では、産むか、仕事辞めるか、みたいな悲しい現実がまだまだありますよね。とくに逗子は、若い世代を取り込む能力が低いなあと。</p> <p>利用調整ですが、正社員雇用は、標準。その他は、短時間。ともし区切られるのであれば、キツイなど。導入されたら、登園までの距離などそういうことも考慮していただきたいです。</p>		<p>は、ご意見のとおり、就労時間に加え登園、通勤時間を考慮して標準時間、短時間の認定を判断したいと考えております。</p>
2	<p>利用調整基準の調整点数で、「市外の保育所に入所している児童が転園する場合」5点加点とありますが、「市外の認可保育園」のみが対象で、認可外施設は対象外と保育課で聞きました。</p> <p>育児休暇から復帰する際に、認可保育園は定員に達していたため、認可外保育施設をあたりましたが、市内はそれさえも定員いっぱい、やむなく、市外の認可外保育施設に預けることになりました。通園にも時間がかかり、子供の体力的にもかなりの負担がかかっており、来年以降も継続して通園するのは非常に厳しい状況です。また、費用的には当然、認可施設に通う方より不利な状況にあります。</p> <p>上記のような理由から、「市外の認可施設に通う方」、「市内の認可外施設に通う方」よりは、「市外の認可外施設に通う人」を優先していただけないものかと思えます。</p> <p>認可外施設に通っている場合には、5点が加点される案となっているので、</p> <p>「市外の保育所に入所している児童が転園する場合」という調整内容に、認可外施設も含めていただきたいと思えます。</p>	D	<p>転園、認可外保育施設在園者に対する加点の本旨としては、市内の認可保育施設に入所を希望したが、入所ができず、止むを得ず、認可外保育施設、他市の保育所に預けている状況に対して、加点をしております。通っている場所までを加点の対象とすると、加点の本旨に合わないため、あくまで、「認可外保育施設に入所」、「市外認可保育所に入所」する者に対するの加点と考えております。</p> <p>また、「市外の保育所に入所している児童が転園する場合」という調整内容に、認可外施設も含める案については、認可外保育施設への入所と、転園の点数が重複して加点されてしまうと考えております。</p>